

学校における出席停止を伴う感染症について

保護者様

学校保健安全法にもとづいて学校感染症の種類は下記のとおりです。医師と相談のうえ適切な措置がとられるようお計らいください。なお、治癒後は学校感染症：罹患証明書を学校へご提出ください。

愛知中学・高等学校

<学校感染症の種類（出席停止扱いになる感染症）>

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	<p>①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）</p> <p>②百日咳</p> <p>③麻しん</p> <p>④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</p> <p>⑤風しん</p> <p>⑥水痘（みずぼうそう）</p> <p>⑦咽頭結膜熱</p> <p>⑧新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</p> <p>⑨結核、髄膜炎菌性髄膜炎</p>	<p>①発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である</p> <p>②特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで</p> <p>③解熱した後3日を経過するまで</p> <p>④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</p> <p>⑤発しんが消失するまで</p> <p>⑥すべての発しんがかさぶたになるまで</p> <p>⑦発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで</p> <p>⑧発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>⑨病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで</p>
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ・その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病等） 	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで